

議 員	779,000円	(議長、副議長及び議員) 6月期 1.325月分 12月期 1.365月分 計 2.69月分	全国的に見ても低い水準となっています。
-----	----------	---	---------------------

(注) 退職手当額は、平成30年4月1日時点の給料月額に基づき、1期(48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

イ 平成29年度年間支給実績

区 分	給料・報酬	期 末 手 当	合 計
知 事	13,812,000円	4,489,474円	18,301,474円
副 知 事	10,872,000円	3,533,852円	14,405,852円
議 長	11,496,000円	3,736,678円	15,232,678円
副 議 長	10,032,000円	3,260,818円	13,292,818円
議 員	305,328,000円 (9,252,364円)	98,718,663円 (2,991,475円)	404,046,663円 (12,243,838円)

(注) 「議員」欄の上段は、議長及び副議長を除く議員全員の合計です。下段の( )内は、議員1人当たりの額です。

(15) 企業局(電気事業、工業用水道事業及び埋立事業)の状況

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算(平成29年度)

区 分	総 費 用 A	総損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成28年度の総費用に 占める職員給与費比率
電気事業	1,971,221千円	▲38,189千円	368,152千円	18.68%	19.31%
工業用水道事業	727,752千円	▲227,713千円	14,529千円	2.00%	1.96%
埋立事業	772,738千円	189,696千円	16,760千円	2.17%	3.37%

(イ) 予算(平成30年度)

区 分	職 員 数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
電気事業	40人	183,018千円	57,384千円	63,593千円	303,995千円	7,600千円
工業用水道事業	2人	7,106千円	7,633千円	2,964千円	17,703千円	8,852千円
埋立事業	2人	8,997千円	1,968千円	2,095千円	13,060千円	6,530千円

(注) 1 給与費は、当初予算に計上された額です。

2 職員手当には、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

イ 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成30年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
電気事業	鳥取県	歳	円
	団体平均	44.5歳	369,314円
工業用水道事業	鳥取県	歳	円
	団体平均	44.2歳	354,409円
埋立事業	鳥取県	歳	円
	団体平均	44.6歳	388,202円
県(一般行政職)	43.5歳	323,846円	401,450円

(注) 1 団体平均とは、都道府県の当該事業区分の平均値です(以下同じ。)

2 団体平均の数値は、平成29年4月1日現在です。

3 団体平均の平均給料月額には、給料のほか扶養手当及び地域手当を含みます。

4 団体平均の平均給与月額には、給料のほか通勤手当などの毎月支払われる手当及び期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況(平成30年4月1日現在)

(ア) 期末手当・勤勉手当

(制度内容) (13)のイと同じです。

(平成29年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数(平成29年12月)	1人当たりの平均支給額
62,185千円	43人	1,446,163円

(イ) 退職手当

(制度内容) (13)のイと同じです。

(平成29年度支給実績) 支給職員数が少ないため掲載していません。

(ウ) 地域手当

(制度内容) (13)のウと同じです。

(平成29年度支給実績) なし

(エ) 特殊勤務手当

(制度内容) (13)のエと同じです。

(平成29年度支給実績)

年 間 支 給 総 額	455千円
1人当たりの平均支給年額	22,728円
職員全体に占める手当支給職員の割合	46.5%
手 当 の 種 類 (手 当 数)	3種類(うち一般行政職の職員と共通のもの2種類)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価等	年間支給額	支給人員(延べ)
特殊現場作業手当	企業職員	地上又は水面上15メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事の監督、検査、測量、調査又は指導等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)	449千円	167人
		トンネルの坑内で行う監督、検査、測量、調査、指導等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)		
		発電所の建設現場で行う監督、検査、測量、調査、指導等の業務	日額600円		
		発電所又は工業用水道施設の維持管理に関する業務	日額300円 風力発電所のタワー昇降等、浄水場着水井の点検に係る業務 日額600円 圧力ずい道の点検に係る業務 日額1,200円 (4時間未満60/100)		
		職員が著しく足場が不安定で危険な箇所で行う発電用導水路及び水圧管路設置工事の監督、検査、測量、調査又は指導の業務	日額300円 (4時間未満60/100)		
災害応急等作業手当	企業職員	ダム、鉄管路における災害現場において急斜面での作業を行う巡回監視業務	日額1,200円 (危険区域等の加算あり)	—	—
		異常な自然現象若しくは大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う巡回監視業務	日額600円 (危険区域等の加算あり)		
		異常な自然現象若しくは大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業等業務	日額1,200円 (危険区域等の加算あり)		
用地交渉手当	企業職員	用地の取得のための折衝業務	日額600円	—	— ※職員数が少ないため、掲載していません。

(オ) 時間外勤務手当  
(制度内容) (13)のオと同じです。  
(支給実績)

年 度	年間支給総額	支給対象職員数 (各年4月1日現在)	1人当たりの 平均支給年額
平成29年度	21,962千円	38人	577,938円
平成28年度	18,439千円	39人	472,807円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(カ) その他の手当等

区 分	制度内容(平成30年4月1日現在)	(13)の力の制度との異同	(13)の力の制度と異なる内容	平成29年度 支給実績	
扶 養 手 当	ア 子以外の扶養親族 イ 子 ウ 15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(加算額)	月額6,500円 月額9,200円 1人月額5,000円	同じ	—	(総 額) 6,918千円 (職員数) 27人 (平 均) 256,222円
	住 居 手 当	借家・借間居住者(家賃月額12,000円以下の場合を除く。)家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者 借家・借間居住者の例による場合の額の2分の1相当額	同じ	—	
初 任 給 調 整 手 当	採用による欠員補充が困難である職(医師・歯科医師・獣医師)の給与水準を調整し、人材確保を容易にするため支給(支給月額) 経験年数の増加に応じて減少する定額(最高月額307,800円)	同じ	—	—	
通 勤 手 当	交通機関等利用者 運賃等の額を支給 (・定期券と回数券のうち安価な方の額による。 ・定期券は、6月以内の最も長い期間のもの額による。 ・1月当たり55,000円を上限とする。)	同じ	—	(総 額) 5,165千円 (職員数) 39人 (平 均) 132,444円	
	特別急行列車等を利用する場合 上記の額に特別急行料金等の運賃等の3分の2の額を加算				
	自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額1,600円から50,100円までの範囲内で支				

	給 駐車料金を負担している場合（パーク・アンド・ライド） 交通機関等及び自動車等に係る通勤手当とともに受けている職員が、交通機関の利用に伴って駐車場を利用し駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額（1月当たり3千円を上限とする。）の通勤手当を支給 ノーマイカー運動に参加している場合 ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給				
管理職手当	一定の管理・監督の地位にある職員（管理職員）に対して支給（支給月額） 給料表、職務の級、手当区分に応じた定額	同じ	—	(総額) 4,656千円 (職員数) 5人 (平均) 931,200円	
単身赴任手当	異動等を原因として単身赴任となった職員に対し、二重生活を送ることによる経済的負担を軽減すること等を目的に支給 (算定方法) 支給月額 = 30,000円 + 加算額 (加算額) 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、8,000円から70,000円までの範囲内（交通距離が100キロメートル未満の場合は、加算なし）	同じ	—	(総額) —千円 (職員数) —人 (平均) —円 ※職員数が少ないため、掲載していません。	
特地勤務手当に準ずる手当	生活の不便な地に所在する公署に異動し、異動に伴って住居を移転する場合における精神的な負担や生活の不便を考慮し、そのような公署にも必要な職員を配置しやすくするために支給 (算定方法) 支給月額 = (支給対象公署に異動した時点の給料月額 + 扶養手当) × 支給割合 (支給割合) 異動等の日からの経過期間等によって2/100から5/100までの割合	同じ	—	—	
休日勤務手当	休日（国民の祝日及び年末年始）において、正規の勤務時間中に勤務した場合に支給 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 135/100	同じ	—	(総額) —千円 (職員数) —人 (平均) —円 ※職員数が少ないため、掲載していません。	
夜間勤務手当	正規の勤務時間が深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 25/100	同じ	—	—	
宿日直手当	休日又は勤務時間外に、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給 (支給額) 勤務1回当たり4,200円（宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、2,100円）	同じ	—	—	
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日若しくは休日に勤務した場合又は災害への対処等のために平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合に支給（管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給しません。） (支給額) (1) 週休日又は休日に勤務した場合 勤務1回当たり4,000円から12,000円までの範囲内（最高額は、局長の場合） 勤務が6時間を超える場合には、150/100を乗じた額 (2) 平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合 勤務1回当たり2,000円から6,000円までの範囲内（最高額は局長の場合）	同じ	—	(総額) —千円 (職員数) —人 (平均) —円	

(注) 「平成29年度支給実績」欄の「(総額)」は平成29年度年間支給総額を、「(職員数)」は平成29年度支給職員数（一部は、平成29年4月1日現在支給対象職員数）を、「(平均)」は支給職員1人当たりの平均支給年額を表します。

#### (16) 病院事業（中央病院及び厚生病院）の状況

##### ア 職員給与費の状況

(ア) 決算（平成29年度）

区分	総費用 A	総損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成28年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成29年度	21,586,805千円	△73,598千円	11,028,087千円	51.1%	50.4%

(イ) 予算（平成30年度）

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たりの給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成30年度	1268人	4,402,643千円	2,400,636千円	1,617,884千円	8,421,163千円	6,641千円

(注) 1 給与費は、当初予算に計上された額です。

2 職員手当には、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

イ 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
病 院 局	36.8歳	304,138円	446,241円
県（一般行政職）	43.5歳	323,846円	401,450円

ウ 職員の手当の状況（平成30年4月1日現在）

(ア) 期末手当・勤勉手当

(制度内容) (13)のアと同じです。

(平成29年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数（平成29年12月）	1人当たりの平均支給年額
1,476,309千円	1,184人	1,246,882円

(イ) 退職手当

(制度内容) (13)のイと同じです。

(平成29年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数	1人当たりの平均支給年額
443,359千円 (344,104千円)	73人 (17人)	6,073,404円 (20,241,409円)

(注) ( )内は、勸奨、定年及び早期退職制度による退職者への支給実績を再掲したものです。

(ウ) 地域手当

(制度内容) (13)のウと同じです。

(平成29年度支給実績) なし

(エ) 特殊勤務手当

(制度内容) (13)のエと同じです。

(平成29年度支給実績)

年 間 支 給 総 額		232,036千円			
1人当たりの平均支給年額		116,660円			
職員全体に占める手当支給職員の割合		78.9%			
手 当 の 種 類 ( 手 当 数 )		5種類（うち知事部局と共通のもの4種類）			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価等	年間支給額	支給人員(延べ)
放射線取扱手当	診療放射線技師等	一般行政職の職員と同じ。	一般行政職の職員と同じ。	2,541千円	120人
防疫等業務手当	看護師及び准看護師	病院の結核病棟又は感染症病棟における業務	日額300円	4,986千円	220人
	中央放射線室職員	結核病棟又は感染症病棟における業務			
	運転士及び自動車整備士	感染症の患者等を自動車で移送する業務			
	中央検査室職員	結核菌その他の病原体を直接取り扱う業務	月額5,500円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100		
医療業務手当	医師及び歯科医師	患者に接して行う医療業務	院長 月額49,000円 副院長及び局長 月額44,000円 副局長及び部長 月額37,000円 医長、副医長及び室長(3級の職務にあるもの) 月額29,000円 医長、副医長及び室長(2級の職務にあるもの) 月額24,000円 医師及び歯科医師 月額20,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100	62,485千円	218人
	産婦人科の医師	分べん業務	1回10,000円		
夜間看護等手当	病院に勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師及び看護師等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる看護等の業務	全部深夜勤務 1回6,800円 (月の勤務すべて深夜勤務 1回9,200円) 一部深夜勤務 4時間以上 1回3,300円	154,924千円	1,421人

		(月の勤務すべて深夜勤務 1回4,500円) 2時間以上4時間未満 1回2,900円 (月の勤務すべて深夜勤務 1回4,100円) 2時間未満 1回2,000円 (月の勤務すべて深夜勤務 1回3,200円) (特別事情の加算あり)		
	病院に勤務する医師、助産師、看護師及び准看護師等	正規の勤務時間以外の時間において、特別な事情の下で行う救急医療等の業務	1回1,620円	
災害応急作業等手当	災害医療派遣チームの職員	異常な自然現象又は大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業等業務	日額1,200円 (危険区域等の加算あり)	—
	医師、看護師等	航空機に搭乗して行う救急搬送その他の業務	1時間1,200円	—

(オ) 時間外勤務手当  
(制度内容) (13)のオと同じです。  
(支給実績)

年 度	年間支給総額	支給対象職員数 (各年4月1日現在)	1人当たりの 平均支給年額
平成29年度	868,684千円	1,112人	781,191円
平成28年度	837,602千円	1,101人	760,765円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(カ) その他の手当等

区 分	制度内容(平成30年4月1日現在)	(13)の力の 制度との 異同	(13)の力の 制度と異 なる内容	平成29年度支給実績
扶 養 手 当	ア 子以外の扶養親族 月額6,500円 イ 子 月額9,200円 ウ 15歳に達する日後の最初の4月1日 から22歳に達する日以後の最初の3月 31日までの間にある子(加算額) 1人月額5,000円	同じ	—	(総 額) 91,156千円 (職員数) 437人 (平 均) 208,594円
住 居 手 当	借家・借間居住者(家賃月額12,000円以下の場合を除く。) 家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者 借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	同じ	—	(総 額) 98,598千円 (職員数) 331人 (平 均) 297,878円
通 勤 手 当	交通機関等利用者 運賃等の額を支給 (・定期券と回数券のうち安価な方の額による。 ・定期券は、6月以内の最も長い期間のもの額による。 ・1月当たり55,000円を上限とする。) 特別急行列車等を利用する場合 上記の額に特別急行料金等の運賃等の3分の2の額を加算 自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額1,600円から50,100円までの範囲内で支給 駐車料金を負担している場合(パーク・アンド・ライド) 交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、交通機関の利用に伴って駐車場を利用し駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額(1月当たり3千円を上限とする。)の通勤手当を支給 ノーマイカー運動に参加している場合 ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給	同じ	—	(総 額) 76,000千円 (職員数) 892人 (平 均) 85,202円
管 理 職 手 当	一定の管理・監督の地位にある職員(管理職員)に対して支給 (支給月額) 給料表、職務の級、手当区分に応じた定額	同じ	—	(総 額) 53,178千円 (職員数) 65人 (平 均) 818,115円
初 任 給 調 整 手 当	採用による欠員補充が困難である職(医師・歯科医師)の給与水準を調整し、人材確保を容易にするため支給 (支給月額) 経験年数の増加に応じて減少する定額(最高月額308,300円) 院長 月額170,900円	同じ	—	(総 額) 408,564千円 (職員数) 132人 (平 均) 3,095,184円

単身赴任手当	異動等を原因として単身赴任となった職員に対し、二重生活を送ることによる経済的負担を軽減すること等を目的に支給 (算定方法) 支給月額 = 30,000円 + 加算額 (加算額) 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、8,000円から70,000円までの範囲内 (交通距離が100キロメートル未満の場合は加算なし)	同じ	—	(総額) — 千円 (職員数) — 人 (平均) — 円 ※職員数が少ないため、掲載していません。
休日勤務手当	休日 (国民の祝日及び年末年始) において、正規の勤務時間中に勤務した場合に支給 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 135/100	同じ	—	(総額) 125,291千円 (職員数) 328人 (平均) 381,985円
夜間勤務手当	正規の勤務時間が深夜 (午後10時から翌日の午前5時まで) にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 25/100	同じ	—	(総額) 71,198千円 (職員数) 570人 (平均) 124,909円
宿日直手当	休日又は勤務時間外に、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給 (支給額) 勤務1回当たり4,200円 (宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、2,100円)	同じ	—	(総額) 49,705千円 (職員数) 176人 (平均) 282,414円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日若しくは休日に勤務した場合又は災害への対処等のために平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合に支給 (管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給しません。) (支給額) (1) 週休日又は休日に勤務した場合 勤務1回当たり4,000円から12,000円までの範囲内 (最高額は、院長の場合) 勤務が6時間を超える場合には、150/100を乗じた額 (2) 平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合 勤務1回当たり2,000円から6,000円までの範囲内 (最高額は、院長の場合)	同じ	—	(総額) 6,835千円 (職員数) 57人 (平均) 119,912円

(注) 「平成29年度支給実績」欄の「(総額)」は平成29年度年間支給総額を、「(職員数)」は平成29年度支給職員数 (一部は、平成29年4月1日現在支給対象職員数) を、「(平均)」は支給職員1人当たりの平均支給年額を表します。

#### 4 職員の勤務時間、休暇、旅費その他の勤務条件の状況

##### (1) 職員の勤務時間 (平成30年4月1日現在)

一般行政職員の勤務時間は、次のとおりです。

なお、子の養育、家族の介護等の特別の事由がある場合には時差出勤が認められているほか、職務の特殊性から次の勤務時間により難しい場合には別に勤務時間を定めています。

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午から午後1時まで

##### (2) 職員の年次有給休暇の取得状況 (平成29年)

年次有給休暇は、その年の在職期間等を考慮し、20日を超えない範囲内の日数が付与されます。

職員1人当たりの平均的年次有給休暇の取得日数は、次のとおりです。

区分	平成29年	平成28年
一般行政職員	11.1日	10.4日
教員	11.5日	10.7日
警察官	11.6日	8.1日

(注) 一般行政職員は、知事部局の状況です。

##### (3) 職員の時間外勤務及び休日勤務の状況 (平成29年度)

職員1人当たりの1月の平均の時間外勤務及び休日勤務の時間数は、次のとおりです。

区分	平成29年度	平成28年度
一般行政職員	13.3時間	15.0時間
警察官	24.1時間	23.1時間

(注) 1 一般行政職員は、知事部局の状況です。

2 教員は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例 (昭和46年鳥取県条例第50号) の規定により原則として時間外勤務は命じないこととされています。

##### (4) 特別休暇等の制度概要 (平成30年4月1日現在)

休暇の種類	休暇の概要	付与日数・期間等	国の制度との比較
特別休暇 (有給)	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
	骨髄移植のために骨髄液の提供等を行う場合	その都度必要と認める期間	国と同じ